

申請方法

1 会員更新のお手続き(年会費の納入)

2 登録申請条件・登録サロン規約を確認

ホームページ > 会員向け情報 > 個人会員の各種手続き > 登録サロンの申請手続きより「申請条件チェックシート」をご確認ください。



3 登録申請書記入・署名

継続更新以外の方で、AJESTHE登録サロンへ申請をご希望の方は、協会事務局までご連絡ください。申請に関する書類を一式、お送りいたします。

4 協会事務局へ申請書送付

FAXでの申請は受付けておりません。
到着が確認できる方法で送付してください。(簡易書留、レターパックライト、宅配便等)
【送付先】一般社団法人 日本エステティック協会 事務局(サロン担当)
〒102-0083 東京都千代田区麹町3-2-6 垣見麹町ビル4F TEL:03-3234-8496

5 協会事務局が到着した申請書類を確認し、申請条件に応じて登録

「AJESTHEメンバーズ サロン」または「AJESTHEプレミアム サロン」で登録。

6 登録完了後、協会事務局より登録サロン証をお届け

年会費を納められた方より、順次発送。

※会員更新のお手続き(年会費の納入)をいただいている方で、申請条件を満たし、登録サロン規約に同意いただける方はどなたでも登録申請ができます。
登録料等、費用は一切ありません。

AJESTHE登録サロン GUIDE BOOK 2021



日本エステティック協会では 「登録サロン制度」を設けています

登録サロン制度は、お客様がエステティックサロンを選ばれる際、安全・安心なサロンであることの指標の一つになります。

サロン側は常に安全・安心に対する意識を持ち、エステティックサービスを提供すること、従業員の方が安全・安心に働ける環境作りを目的とした制度で、その目的に賛同し、申請条件を満たすことで登録できるサロンが、AJESTHE登録サロンです。

登録サロンとは

サロンで働く従業員の方々の就労環境が整っており、労働基準法に関する基準が満たされているサロンで、且つお客様に対して安全・安心なエステティックサービスを提供するための知識・技術が、一定の基準を満たしているサロンが、『AJESTHEメンバーズ サロン』です。

さらに厳しい条件を満たしているサロンを、『AJESTHE プレミアム サロン』として登録しています。



Ajesthe Member's Salon

登録メリット

Ajesthe Premium Salon

AJESTHE登録サロンへ登録すると受けられる、各種サービスをご紹介

1 登録サロン証の発行(毎年度更新)



メンバーズサロン証



プレミアムサロン証

※サロン証再発行についてサロン名が変更になった場合のみ、
現サロン証をご返却いただくことで再発行いたします。
再発行手数料¥2,000(税抜)。
送料は、宅急便着払いにて実費をご負担いただけます。

2 登録サロン各種ロゴの使用



プレミアムサロン



メンバーズサロン

3 登録サロン イメージポスター



※2021年2月現在

4 協会ホームページ サロン情報掲載

※希望の場合のみ



登録サロンとして登録されますと、サロン名等(サロン情報)を協会ホームページ「登録サロン一覧」に掲載することができます。

ホームページに掲載される内容

◎サロン名※
◎所在地(住所)※ ◎電話番号※
◎サロンホームページURL(希望者のみ)
掲載内容は、上記の※印箇所全ての項目が掲載必須となります。

5 お客様サポートセンター



ステッカー
(A5サイズ)見本

AJESTHE登録サロンをご利用頂いたお客様の相談窓口となります。お客様から収集した情報をもとに、登録サロン様へは、お客様の声をフィードバックいたします。それにより、お客様満足度を高める継続的な取組をお手伝いさせていただきます。

受付時間	毎週月曜～金曜 9:00～17:00 (但し、祝日及び年末年始を除く)
電話番号	0120-915-467 (フリーダイヤル)
対象者	協会登録サロンをご利用したお客様
相談対象	協会登録サロンにおける施術、契約・解約、サービスに関するお客様からの相談

AJESTHEプレミアムサロン 限定特典

Premium

6 求人広告の掲載



会報誌



認定校



協会ホームページ(会員専用ページ)

求人広告を掲載ご希望のプレミアムサロン(法人正会員)の方は、下記掲載内容を協会事務局までご連絡のうえ申請ください。

掲載内容 ◎サロン名 ◎連絡先(TEL/E-mail) ◎保持資格 ◎勤務地(住所)
◎受付担当者(氏名) ◎エステティシャンとしての職種(サロン店長、施術スタッフ等)
お申込み 協会事務局 FAX:03-3234-8496 / メール:info@ajesthe.jp

7 AJESTHEプレミアムサロンカードを 特別価格で作成

※3,000円(税込)/100枚/送料込



名刺タイプ



ショップカードタイプ

8 AJESTHEプレミアムサロン 法律相談窓口

AJESTHEプレミアムサロンオーナー専用の、弁護士による電話法律相談サービスをご提供いたします。お電話を頂いた後、弁護士との予約を手配。相談予約時間帯に再度お電話を頂き、協会より弁護士へ電話を転送いたします。

(ご相談内容については、協会事務局ではお聞きしません)

受付時間	毎週月曜～金曜 9:00～17:00 (但し、祝日及び年末年始を除く)
電話番号	0120-915-573 (フリーダイヤル)
対象者	AJESTHEプレミアムサロン オーナー
相談対象	サロンに関わる下記事項(30分以内程度) ①会社(サロン)運営における法律上の問題 ②商取引における法律上の問題 ③雇用に関する法律上の問題 ④裁判に関する問題 ⑤その他法務、争訟関係全般。 ※但し、係争中の案件は除く。

AJESTHE登録サロン申請条件

2021年度より新条件設定箇所赤字にて表記 ※正会員=協会認定エステティシャン以上の有資格者

	メンバーズ	プレミアム	
申請者	法人正会員 加盟店	正会員/准会員	正会員
サロン管理者	企業(法人正会員)	正会員もしくは准会員	正会員(AJESTHE認定衛生管理者有資格者)
施術者	◎認定フェイシャル/ボディエステティシャン以上の有資格者が1名以上在籍。 ◎施術者全ての方が法人正会員の社内資格取得者。	施術者のうち、正会員が1名以上在籍。	施術者のうち、正会員が50%以上在籍。
サロン実績			AJESTHE メンバーズサロン登録から1年以上経過、またはサロン実務経験3年以上の正会員が常時勤務。
店舗	実店舗を有して営業 (特定契約施設への派遣も含む)	実店舗を有して営業	
料金の支払い形態	都度払いが可能		
保険	賠償責任保険の加入(施設/生産/受託者)		
雇用 労務管理	◎労働基準法の遵守 ◎自社(自サロン)の勤怠管理にタイムカード、もしくはシステムの仕組みを導入する等、適切な勤怠管理を実施している。		
人事評価	職業能力評価基準制度を用いた人事評価を推奨		施術者が複数名所属している場合、スタッフの人事評価に職業能力評価基準制度の導入 ^{※1} を行っている。
コンプライアンス	自主基準	協会登録サロン規約及び(一社)日本エステティック振興協議会策定の「自主基準 ^{※2} 」を遵守	
	法令遵守	◎協会会員の施術者(正会員/准会員)全員がAJESTHE eアカデミー ^{※3} の各講座を毎年度受講し合格。また、労務管理の責任者については、協会会員の有無は関係なく「雇用に関するルール」の講座を受講。 ◎個人情報の取り扱いに関するガイドラインを遵守し、安全な個人情報管理措置を講ずる。 ◎未成年者との継続的役務の契約を行う場合、必ず親権者の同意もしくは意思確認を行う。	
	衛生管理	eラーニング「エステティックの衛生基準」 ^{※4} 修了証書を授与された者が1名以上常時勤務。 AJESTHE認定衛生管理者が1名以上常時勤務。 ◎施術者が、eラーニング「エステティックの衛生基準」 ^{※4} 修了証書を授与された方。 ◎衛生管理責任者を設置 ^{※5}	「エステティックサロンにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」に沿った対応を実施し、AJESTHE新型コロナウイルス感染防止安全対策「実施宣言ステッカー」 ^{※6} を店内に掲示している。
美容ライト脱毛	(一社)日本エステティック振興協議会「美容ライト脱毛安全講習会」の合格証取得者が施術を行っている。	(一社)日本エステティック振興協議会「美容ライト脱毛技術者講習会」合格証取得者が施術を行っている。	

※1 導入とは、職業能力評価基準制度の活用ツール「人材要件総括表」にあるスキル要件をスタッフの人事評価に含めることをいう。
 ※2 「エステティック業統一自主基準」「フェイシャル・ボディ エステティック自主基準」※美容ライト脱毛をメニューとして導入されている場合は、「美容ライト脱毛自主基準」も遵守。
 ※3 個人情報保護法/特定商取引法と消費者契約法/景品表示法/法令遵守のポイント(テスト無)/AJESTHE 新型コロナウイルス感染症対策セミナー/雇用に関するルール(労務管理責任者限定)
 ※4 「エステティックの衛生基準」eラーニングは、(公益)日本エステティック研究財団にて実施。
 ※5 AJESTHE認定衛生管理責任者の有資格者の中から、衛生管理の責任者を1店舗につき1名設置。
 ※6 「実施宣言ステッカー」の取得は、協会ホームページのトップ画面「新型コロナウイルス関連 ガイドライン実施宣言ステッカー」より取得条件をご確認のうえ、申請フォームよりお手続きが可能。

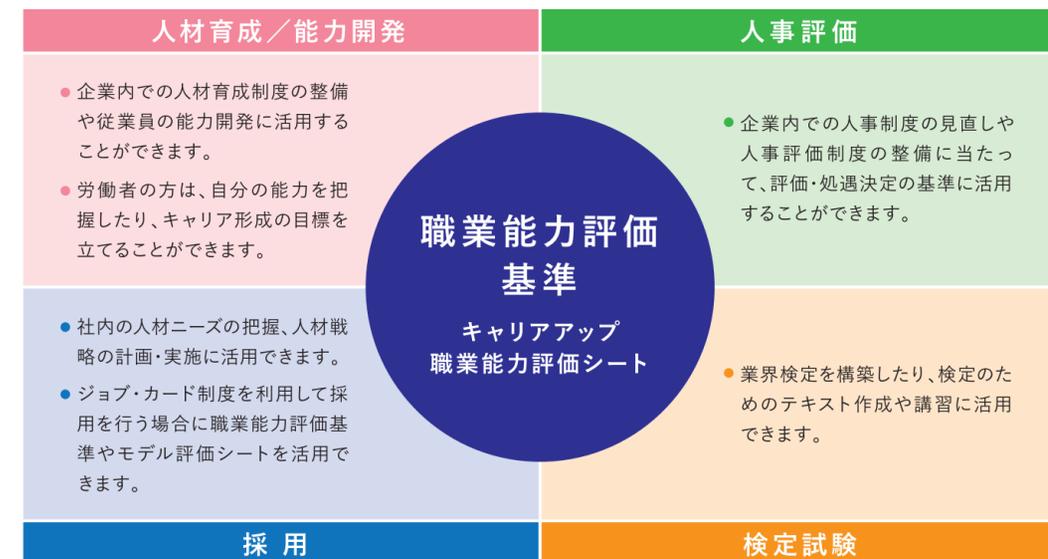
職業能力評価基準制度とは

「職業能力評価基準」とは、仕事をこなすために必要な「知識」と「技術・技能」に加えて、「成果につながる職務行動例(職務遂行能力)」を、業種別、職種・職務別に整理したもので、「職業能力評価制度」の中心をなす公的な職業能力の評価基準です。

下図のように、採用や人材育成、人事評価、さらには

検定試験の「基準書」として、様々な場面で活用できるものとなっています。

また、職業能力評価基準をもとに、企業が人材育成に取り組むに当たって、より簡単に利用できるツールとして、「キャリアマップ」と「職業能力評価シート」が作成されています。



※厚生労働省 職業能力評価基準 ホームページより引用

職業能力評価基準のエステティック業に関する導入・活用マニュアルや活用ツールなど、下記サイトより確認やダウンロードすることができます。



「エステティック業の人材育成のために」冊子

厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/ability_skill/syokunou/index.html